特別損失	
不動産動産処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
その他の特別損失	
契約者配当準備金繰入額	
当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の繰入額又は戻入額

⑵　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額又は戻入額

⑶　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額又は戻入額

［２・３　略］

第６　簡易生命保険勘定に係る損益計算書

簡易生命保険勘定に係る損益計算書

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

［表略］

（記載上の注意）

1　再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の繰入額又は戻入額

⑵　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額又は戻入額

⑶　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額又は戻入額

［２・３　略］

特別損失	
不動産動産処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
その他の特別損失	
契約者配当準備金繰入額	
当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の繰入額又は戻入額

⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額又は戻入額

⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額又は戻入額

［２・３　同左］

第６　簡易生命保険勘定に係る損益計算書

簡易生命保険勘定に係る損益計算書

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

［表同左］

（記載上の注意）

1　再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の繰入額又は戻入額

⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額又は戻入額

⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額又は戻入額

［２・３　同左］